

寄付金控除の詳細

国連WFP協会は「認定NPO法人」として認可されています

2005年8月、特定非営利活動法人 国連WFP協会は、国税庁の審査により「認定NPO法人」として認可されました。そのため、皆さまからいただくご寄付は、寄付金控除の対象となります。

認定NPO法人制度による寄付金控除について

1. 個人によるご寄付の場合

個人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、特定寄付金とみなされ、寄付金控除の対象となります。2011年の税制改正により、確定申告の際、寄付した金額を課税対象の所得から差し引く事ができる「所得控除」と、本来支払うべき税金から一定の金額を差し引くことができる「税額控除」の、どちらか有利な方式を選択できるようになりました。

多くの場合、「税額控除」を選択する事により、所得税額が「所得控除」よりも少なくなります。詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

※「寄付金合計」とは、1月～12月の認定NPO法人への寄付合計額です。

※税控除を受ける場合には、確定申告が必要です。領収書は大切に保管して下さい。

※各自治体の条例で住民税も控除対象となる場合があります。詳しくは、各自治体にご確認ください。

また、2008年度税法改正により、都道府県または市区町村が条例で指定した寄付金につき、個人住民税の寄付金税額控除の対象とする制度が創設されたため、(1)国税庁による認定に伴う所得総額からの寄付金控除に加え、(2)都道府県民税からの税額控除、(3)市区町村税からの税額控除を受けることが出来る場合があります。

詳しくは居住する自治体にお問い合わせください。

2. 法人によるご寄付の場合

法人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金と同様に、一般寄付金の損金算入限度額に加えて、別枠の損金算入限度額が設けられています。

※店頭募金など、法人が自己の資産から拠出していないご寄付の場合は、対象とならない場合があります。

※詳しくは税理士・税務署へお問い合わせください。

3. 相続財産のご寄付の場合

相続または遺贈により財産を取得した方が、その取得した財産を相続税の申告期限内に認定NPO法人に寄付した場合、寄付した財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。すなわち、その寄付をした財産には相続税が課税されません。

・寄付をした方又はその親族等の相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除きます。

≫ 寄付控除に関する詳細は、[国税庁ホームページ](#)でもご覧いただけます。

≫ 認定NPO法人制度に関する詳細は、[内閣府ホームページ](#)でもご覧いただけます。

≫ 寄付金控除などに関するお問合せは、お近くの税務署まで。